

特許庁が「特許・実用新案審査ハンドブック」に  
IoT 関連技術に関する事例を追加

2016年10月05日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

2016年9月28日付で「特許・実用新案審査ハンドブック」の附属書A、Bにおいて、IoT（Internet of Things、モノのインターネット）関連技術に関する事例として、発明該当性に関する事例、新規性に関する事例、および進歩性に関する事例が追加されました。

追加された事例は、IoT関連技術に係る発明（以下「IoT関連発明」という。）について、どのような特許出願を行えばよいか、また審査における拒絶理由通知に対してどのように対応すればよいかなどを判断する指針となるものです。本稿ではこの追加事例について説明します。

発明該当性および新規性に関する事例は、IoT関連発明の権利化の障害となりがちな発明非該当および新規性欠如の拒絶理由を受けないための、および、これらの拒絶理由を解消するための指針となります。さらに、権利行使を考慮したクレームドラフティングを検討する上での参考にもなります。

また、進歩性に関する事例では、一見すると容易に想到できそうな発明であっても、「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報の活用による有利な効果を奏すれば、進歩性が肯定され得ることが明示されています。これらの事例は、IoT関連発明を出願するか否かを判断するための、および、進歩性欠如の拒絶理由を解消するための指針となります。

**【全5頁】**

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

特許部長 弁理士

IoT×AI 支援室 : 村上 尚 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。